

大和市告示第91号

大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年5月2日

大和市長 大 木 哲

大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱（平成21年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

第1条中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「ことにより資格取得を容易にし、もって母子家庭及び父子家庭の生活の負担軽減を図る」を「とともに、高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を支給することにより母子家庭及び父子家庭の生活の負担軽減を図り、もって当該家庭の母及び父の資格取得を容易にする」に改める。

第2条第4号中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改める。

第4条第1項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同条第2項本文中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同項ただし書を削る。

第5条中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改め、同条第1号中「第1項」を「第1条」に改める。

第6条の見出し中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、同条第1項中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「高等技能訓練促進費支給申請書」を「大和市高等職業訓練促進給付金等支給申請書」に改め、同条第3項中「高等技能訓練促進費支給決定通知書」を「大和市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書」に改める。

第7条中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改める。

第8条の見出し中「入学支援修了一時金」を「修了支援給付金」に改め、同条第1項中「入学支援修了一時金（以下「一時金」という。）」を「修了支援給付金」に改め、同条第2項及び第3項中「一時金」を「修了支援給付金」に改める。

第9条第1項中「高等技能訓練促進費受給資格喪失届」を「大和市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」に改め、同条第2項中「高等技能訓練促進費受給者資格変更届」を「大和市高等職業訓練促進給付金受給者資格変更届」に改める。

第10条中「高等技能訓練促進費支給決定取消通知書」を「大和市高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書」に改める。

第11条中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）及び第3項（見出しを含む。）中「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に改める。

別表様式の名称の欄を次のように改める。

様式の名称
大和市高等職業訓練促進給付金等支給申請書
大和市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書
大和市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届
大和市高等職業訓練促進給付金受給者資格変更届
大和市高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱第6条の規定により提出されている支給申請書は、この要綱による改正後の大和市高等技能訓練促進費事業実施要綱第6条の規定により提出された支給申請書とみなす。